

第5期(平成24年~26年度)の介護保険料

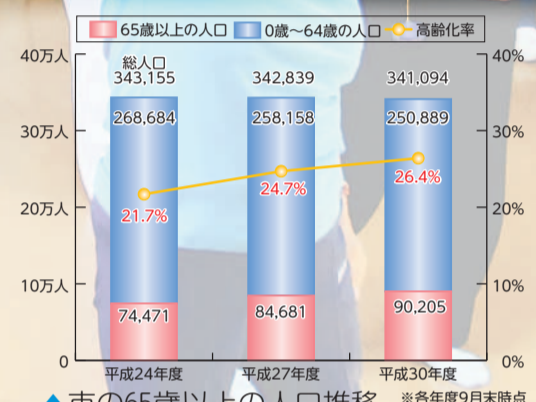
(65歳以上/実際の納付額は100円未満切り捨て)

段階区分	対象者	基準額に対する割合	保険料(12ヵ月分)
第1段階	生活保護の受給者および世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給している方	×0.50	26,178円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額と年金収入金額の合計額が80万円以下の方	×0.50	26,178円
(軽減)	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額と年金収入金額の合計額が80万円を超え120万円以下の方	×0.65	34,031円
	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額と年金収入金額の合計額が120万円を超える方	×0.75	39,267円
第3段階	本人が住民税非課税、他の世帯員が課税で、本人の前年の合計所得金額と年金収入金額の合計額が80万円以下の方	×0.90	47,120円
	本人が住民税非課税、他の世帯員が課税で、本人の前年の合計所得金額と年金収入金額の合計額が80万円を超える方	基準額	52,356円
第4段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円以下の方	×1.15	60,209円
第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円を超え190万円未満の方	×1.25	65,445円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の方	×1.50	78,534円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	×1.65	86,387円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	×1.75	91,623円
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上の方	×1.85	96,858円

◎合計所得金額は、事業所得、給与所得、雑所得(公的年金等)等の合計額で、扶養控除等の所得控除額や損失の繰越控除、土地等の譲渡所得の特別控除を差し引く前の金額になります。



▲介護予防教室(さくら会館/北有楽町)



市では、高齢者が安心して生活できる体制づくりを進めるために、平成24年度から26年度までの3年間の目標として「第5期所沢市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」としてまとめました。

◎高年齢者福祉・介護予防に関すること：高年齢者支援課(2998・9120) ◎介護保険に関すること：介護保険課(2998・9420)

第5期所沢市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定

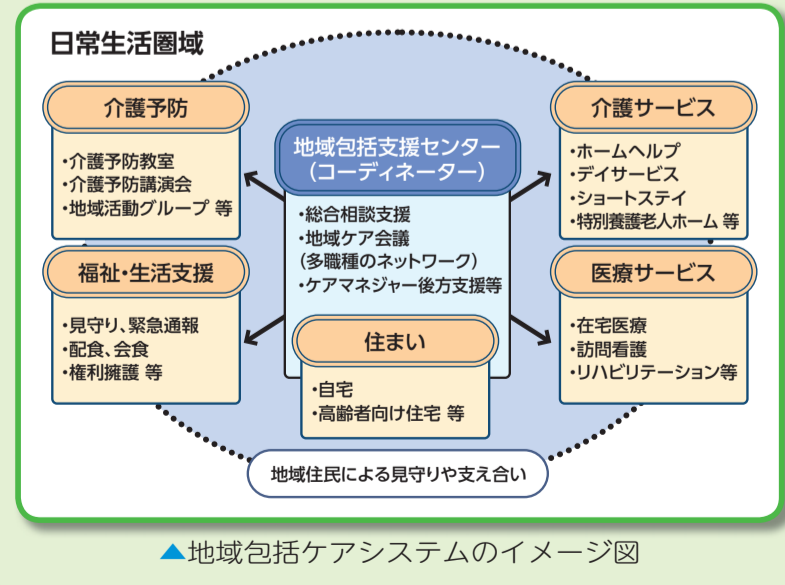
第5期計画の目標

今後の急激な高齢化率の上昇による要支援・要介護認定者の大幅な増加に併せて、必要とされるサービスの質・量の多様化が見込まれます。

市では、高齢者が住み慣れた地域の中で、いつまでもいきいきとすこやかに暮らし続けられるよう、地域包括支援センターを中核とした「地域包括ケアシステム」の構築を推進していきます。

「地域包括ケアシステム」とは

高齢者の生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療・介護・福祉サービスなどのさまざまな生活支援サービスが日常生活の場(日常生活圏)で提供できるような地域における体制です。



困ったときの相談窓口「地域包括支援センター」

高齢者の皆さんのために、地域包括支援センターを中心に、関係機関等との連携によりさまざまな相談に応じています。日常生活で困ったときはお気軽にご相談ください。

名称	電話番号	担当地域
所沢地域包括支援センター 宮本町1-1-2	2926-4426	日吉町・東町・旭町・御幸町・寿町・元町・金山町・有楽町・北有楽町・喜多町・宮本町・西所沢・星の宮・くすのき台1丁目~2丁目
松井東地域包括支援センター 坂之下941-3	2951-5500	松郷・下安松・東所沢和田
松井西地域包括支援センター 上安松1283-4	2994-1615	西新井町・東新井町・牛沼・上安松・くすのき台の一部
柳瀬地域包括支援センター 坂之下1153-1	2951-5812	坂之下・城・本郷・日比田・亀ヶ谷・新郷・南永井・東所沢
富岡地域包括支援センター 中富1617	2942-0067	中富・下富・神米金・北岩岡・北中・岩岡町・所沢新町・中富南
新所沢地域包括支援センター 神米金505-1	2990-2582	緑町・泉町・向陽町・青葉台・櫻町・けやき台
新所沢東地域包括支援センター 東狭山ヶ丘5-928-1	2921-5599	弥生町・美原町・北所沢町・花園・松葉町
三ヶ島第1地域包括支援センター 三ヶ島5-551	2947-2837	三ヶ島・糀谷・堀之内・林・和ヶ原・西狭山ヶ丘
三ヶ島第2地域包括支援センター 東狭山ヶ丘6-2823-13	2926-7800	東狭山ヶ丘・狭山ヶ丘・若狭
小手指第1地域包括支援センター 北野3-1-18	2947-1211	上新井・小手指元町・小手指南・小手指台・北野・北野南・北野新町・小手指町5丁目
小手指第2地域包括支援センター 東狭山ヶ丘4-2695-1	2923-8780	小手指町1丁目~4丁目
山口地域包括支援センター 山口5257-3	2928-7525	山口・上山口
吾妻地域包括支援センター 久米1538-2	2929-6965	北秋津・東住吉・西住吉・南住吉・久米・荒幡・松が丘・くすのき台3丁目
並木地域包括支援センター 中新井438	2943-7333	こぶし町・若松町・下新井・中新井・並木・北原町

◎一部の地域で担当する地域包括支援センターが異なる場合があります。詳細は、地域包括支援センターにお問い合わせください。

これまで以上に展開してきた施策や活動の体制をさらに推進していくとともに、第5期計画の目標である「地域包括ケアシステム」の構築を進めていくために、次の4点に取り組んでいきます。

- ① 介護保険制度の安定的な運営
 - 介護保険制度は保険給付による要支援・要介護者への介護サービスをはじめ、地域包括支援事業により要介護状態でない方も含めて介護予防や総合相談支援等を実施することで、高齢者の地域における自立した日常生活を支える制度です。
 - 必要なサービス量と保険料負担を考慮しつつ、介護保険制度の安定的な運営を図ります。
 - ◆5期計画期間の保険料
 - 保険料の上昇を抑えるため、県の財政安定化基金約1億円、市の保険給付費準備金約10億円(いずれも3年間の合計)を投入していますが、第5期計画期間に必要な保険給付費を基に算出した平成24年~26年度の保険料額は、基準額で4,363円(月額)となり、第4期に比べ42.9円の増額となりました。
 - ◆所得が少ない方への助成
 - 市では、所得が少ない方が介護保険のサービスを利用した際の利用者負担額の助成を独自に行っています。
 - ◎保険料第1・3段階の方(生活保護受給者は除く)
 - ◎助成割合
 - ◎利用者負担額の2分の1
 - ◎利用者負担額第2・3段階の方：所沢市独自の介護サービス市では、「紙おむつ給付サービス」を実施します。
 - ◎次の方を満了する方
 - ◎所沢市介護保険の被保険者
 - ② 自立した生活を継続するために
 - 高齢者がいつまでも自立して自分らしく生活を続けられるよう、介護予防の取り組みを推進します。
 - ◆からだこころの元気度チェックシート
 - ご自身の身体機能を正しく理解してもらうために、65歳以上の奇数年齢の方を対象にチェックシートを郵送し、回答していただいた方には結果に基づいたアドバイス表を郵送しています。
 - ◆介護予防教室
 - 地域包括支援センターが担当圏域において、体操教室や認知症・栄養・口腔の健康等に関する各種講座を開催しています。
 - ◆住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるために
 - 支援や介護が必要な状態になっても、自宅や住み慣れた地域の中で安心して暮らされ続けるために、さまざまなニーズに対する支援体制を強化します。
 - ◆トコロまもりネット
 - 市では、地域住民や事業所等の協力を得て、日常生活や事業活動の中でのさりげない見守りや声掛けにより、異変等に早期に対応する体制を構築しています。
 - ③ 充実した生活を送るために
 - 全ての高齢者がいきいきのある生活を送ることができるよう、趣味やいきがい活動等のきっかけの提供に努めるとともに、社会活動やボランティア活動等を促進します。
 - ◆高齢者スポーツ大会
 - スポーツ活動を通して健康の増進を図り、相互の親睦を深める機会として、長生クラブを中心に開催しています。
 - ◆高齢者大学の開講
 - 1年制のカリキュラムにより社会・経済・歴史等を学ぶ場として開講し、生涯学習を推進しています。
 - ④ 必要なサービスを受けられる体制を構築するために
 - 市内各地域で高齢者を対象に会食会、交流会、レクリエーション等を開催し、「高齢者の居場所づくり」をしている同倶楽部の活動を推進しています。
 - ◆高齢者福祉施設の整備
 - 自宅での生活が困難になった場合のために、高齢者福祉施設を整備します。
 - ▼平成24年度：特定施設入居者生活介護(120人分) ▼25年度：特定施設入居者生活介護(80人分)、認知症高齢者グループホーム(36人分) ▼26年度：広域型特別養護老人ホーム(240人分)
 - ◆お友達倶楽部活動の推進
 - 市内各地域で高齢者を対象に会食会、交流会、レクリエーション等を開催し、「高齢者の居場所づくり」をしている同倶楽部の活動を推進しています。